

表面

子 南山城村子育て支援医療費受給者証								
南山城村単独制度分								
入院外・入院	末まで有効							
負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							
公費負担医療の受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							
受給者	居住地							
	氏名							
	生年月日							
有効期間								
発行機関名及び印	京都府相楽郡 南山城村長 							
交付年月日								

この証は、京都府以外では使用できません。

裏面

注意事項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて村長にその旨を届け出てください。
- 4 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に村長にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 6 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに村長に返してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 8 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものは子育て支援医療の支給対象とはならないのでご承知ください。